

一般病棟に長期入院している高齢の脳卒中患者・認知症患者 に関する診療報酬に係る経過的な措置について

平成20年8月

厚生労働省保険局

1. 制度の概要

- 急性期の入院医療を提供するための病棟である一般病棟に90日を超えて入院する高齢者については、難病患者や重度の障害者等、密度の高い医療を必要とする患者を除き、平成10年から、診療報酬（入院料）が減額されることとされている。

※ 例：看護配置が10対1の場合、13,000円→9,280円(1日)

- 平成20年度改定において、一般病棟が本来担うべき役割を明確にするため、対象患者の見直しを行い、脳卒中患者や認知症患者のうち、重度の意識障害、人工呼吸器装着、喀痰吸引等のない患者についても診療報酬を減額することとし、半年間の準備期間を設け、10月から実施することとした。

※ 併せて、退院調整加算の創設や、脳卒中医療の充実など、医療機関等士との連携促進策を実施

2. 経過的な措置の内容

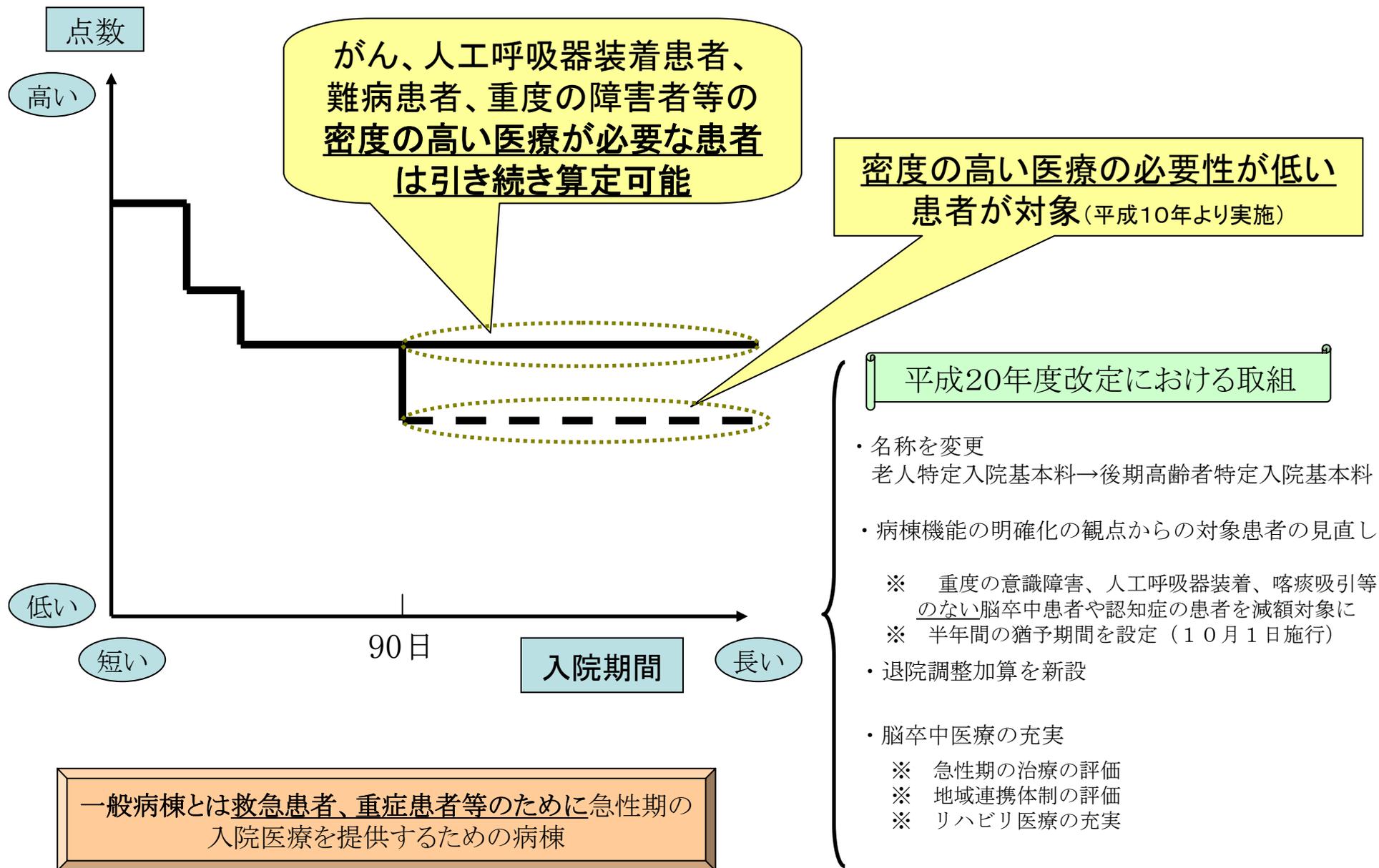
- 今般の対象患者の見直しにより、退院を迫られる患者が生じることのないよう、きめ細やかな配慮を行う。
- 具体的には、「既に入院している患者」及び「疾病発症当初から当該病棟に入院した新規患者」のうち、医療機関が退院や転院に向けて努力をしている患者については、機械的に診療報酬の減額の対象とすることはしない。

※ 社会保険事務局に「退院支援状況報告書」を提出いただく。

※ 退院支援状況報告書には、病名や日常的に行われている医療行為、退院に係る問題点・課題や退院に向けた支援の概要等を記載いただく予定。

※ 一定期間経過後、実態の把握を行う。

一般病棟に長期入院している高齢者の入院基本料について



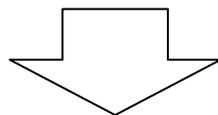
一般病棟に長期入院している高齢の脳卒中患者・認知症患者 に関する診療報酬に係る経過的な措置について

1. 概要

「既に入院している患者」及び「疾病発症当初から当該病棟に入院した新規入院患者」のうち、医療機関が退院や転院に向けて努力をしているものについては、機械的に診療報酬の減額の対象とすることはしない。

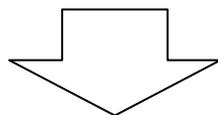
2. 具体的な手続きの流れ

重度の意識障害、人工呼吸器装着、喀痰吸引等のない脳卒中患者・認知症患者



医療機関が退院支援を実施

- ※ 社会保険事務局に、退院支援状況報告書を提出いただく。
- ※ 退院支援状況報告書には、病名や日常的に行われている医療行為、退院に係る問題点・課題や退院に向けた支援の概要等を記載していただく予定。



機械的に減額の対象とすることはしない。

診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号）

別表第一

医科診療報酬点数表

第1章 基本診療料

第2部 入院料等

第1節 入院基本料

A100 一般病棟入院基本料（1日につき）

1	7対1入院基本料	1,555点
2	10対1入院基本料	1,300点
3	13対1入院基本料	1,092点
4	15対1入院基本料	954点

注4 注1から注3までの規定にかかわらず、特定患者（高齢者医療確保法の規定による療養の給付を受ける者（以下「後期高齢者」という。）である患者であって、当該病棟に90日を超えて入院する患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。）をいう。以下この表において同じ。）に該当するもの（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、後期高齢者特定入院基本料として928点を算定する。ただし、特別入院基本料を算定する患者については790点を算定する。

基本診療料の施設基準等（平成20年3月5日厚生労働省告示第62号）

第五 病院の入院基本料の施設基準等

二 一般病棟入院基本料の施設基準等

- (4) 一般病棟入院基本料の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある患者
別表第四に掲げる状態等にある患者

別表第四 厚生労働大臣が定める状態等にある患者

- 一 難病患者等入院診療加算を算定する患者
- 二 重症者等療養環境特別加算を算定する患者
- 三 重度の肢体不自由者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、^{せき}脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等
- 四 悪性新生物に対する治療（重篤な副作用のおそれがあるもの等に限る。）を実施している状態にある患者
- 五 観血的動脈圧測定を実施している状態にある患者
- 六 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を実施している状態にある患者（患者の入院の日から起算して百八十日までの間に限る。）
- 七 ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔^{くう}の洗浄^{くう}を実施している状態にある患者
- 八 頻回に喀痰吸引及び干渉低周波去痰器による喀痰排出を実施している状態にある患者
- 九 人工呼吸器を使用している状態にある患者
- 十 人工腎臓^{じん}、持続緩徐式血液濾過又は血漿^ろ交換療法^{しよ}を実施している状態にある患者
- 十一 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して三十日までの間に限る。）にある患者
- 十二 前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者

第十一 経過措置

- 一の二 平成二十年九月三十日までは、別表第四の三中「重度の肢体不自由者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、^{せき}脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）」とあるのは、「重度の肢体不自由者、^{せき}脊髄損傷等の重度障害者」とする。